



■注目した環境課題・社会課題への取り組み

副業で儲かる、投資で儲かる、そんな勧誘に要注意！！

今年1月15日公表の厚生労働省の調査によると、新型コロナウイルス感染症に起因する解雇や解雇見込の労働者数は8万2050人となっている。減収により生活苦となった人が、副業や投資で儲けようと考えてトラブルに遭う事例が起きている。

◆**きっかけはSNS**⇒TwitterやInstagramで、#副業、#投資などと検索して投稿を見たことがきっかけで、SNS上で副業での成功やSNS映えするような生活を相手がアピールし、その後クローズドSNSでやりとりや実際に相手と会って勧誘されてトラブルに遭う。

◆**主なトラブル事例**⇒情報商材、オンラインカジノのアフィリエイト、転売ビジネス、代行購入、個人間融資等。投資トラブルの主な事例は、無登録業者とのバイナリーオプション取引、FX取引、暗号資産（仮想通貨）等への投資など。

◆**注意ポイント**は⇒仕事をするよりも先にお金を支払うことに疑問を持つ。無登録業者と取引をしない。登録があるかどうかを確認しよう。

◆トラブルに遭った場合は、すぐに**消費生活センター（188）**へ相談してほしい。

※詳しくはCCFSのホームページを参照ください。



■消費者の目

お持ちのバスマットを今すぐご確認ください！身体への危険が生じる恐れがあります！

アスベスト（石綿）検出の珪藻土（けいそうど）バスマットが自主回収されています。

- ・**危険性**は⇒通常の使い方を使用している限りはアスベスト（石綿）が飛散する恐れはなく、健康上の問題を生じさせるおそれはありません。しかし、削ったり割ったりした場合など破壊したときに飛散する恐れがありますので、破損しないようにお願いします。
- ・**対象製品を持っている場合は**⇒ビニール袋に2重に入れてテープなどで閉じて保管し、直接店舗に持ち込んでください。ゴミ等で廃棄したり、販売者指定の方法以外で返送したりしないようお願いします。
- ・**対象商品は**⇒厚生労働省のホームページで対象商品一覧が確認できます。確認の上、詳細はお持ちの製品の販売者の窓口にお問い合わせください。

※珪藻土バスマットに関する情報をCCFSのホームページにまとめていますので参照ください。



■情報提供

「令和4年改正個人情報保護法全面施行にあたって」ー消費者が注目すべき点ー

新しい概念として「個人関連情報」が新設されました。

Cookie等、提供元では個人データに該当しないものの、提供先でその他の情報と照合する事により個人の特定ができる（個人データ）ことが明らかなるものについて、提供先が予め本人の同意を得ている事を提供元は確認することも義務付けられました。データの利活用が推進される現代において、事業者の義務と共に消費者も自分の情報がどのように取扱われるのか、取扱うか、責任を持った“同意”が求められることとなります。

※ほかに、事業者による個人データの漏えい等が起こった場合に、①要配慮個人情報が含まれる個人データ、②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データ、③不正の目的をもって行われたおそれがある個人データ、④個人データに係る本人の数が千人を超える場合に、個人情報保護委員会への報告と本人への通知が義務化されました。（※詳しくはCCFSのホームページをご参照ください）

- 「コロナ時代における”食”生活、タイプ別おすすめ事例」をホームページに掲載しました



■問合せ先：CCFSのホームページ (<https://ccfs2014.jimdofree.com/>) の「問合せ」の頁をご利用ください。

＝＝＝編集後記＝＝＝

新型コロナウイルス対策では、「不要不急の外出を控えてください」のメッセージが出されている。しかし、本質は、感染させない、感染しないことにあるのであり、3密を避け、マスク、こまめな手洗い・消毒が基本。その上で、心や体の健康にも留意しながらどう過ごすかを考えてみよう。

たとえば、①食料品を買うときはお店の空いている時間に、それができないときはディスタンスを保ちながら、買い物をする、②たまには外で食事もお茶もするときは、短時間、少人数で、ディスタンスを保っている店で、③仕事はなるべくテレワークに。むずかしいときは、通勤時間帯を避ける。それも難しいときは距離をとる、大声で話さない。④運動不足にならないよう、人がいない時間帯に散歩。⑤接触通知アプリを利用